



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ⑩ ●
町内介護サービス事業所紹介②
利用者負担の軽減制度

町内の「通所介護事業所」(デイサービス)

デイサービスとは、事業所へ通い(送迎あり)、入浴・食事の提供とその介護、生活などについての相談・助言、健康状態の確認などの日常生活の支援と機能訓練を提供するサービスです。町内には4事業所あります。



●通所介護事業所 こぶし

住 所	黒潮町拳ノ川17-3
担 当 者	矢野 奉伸
電話番号	55-7017

拳ノ川にある事業所です。こじんまりとした家庭的な雰囲気、元気いっぱいのスタッフによるサービスが好評です。

●通所介護事業所 鹿島ヶ浦

住 所	黒潮町佐賀3177-10
代 表 者	福島 まり子
電話番号	55-3555

特別養護老人ホームかしま荘に併設されています。旧佐賀町でもっとも歴史のある介護事業所で、鹿島ヶ浦を一望できる高台にあります。



●通所介護事業所 しおかぜ

住 所	黒潮町有井川12-1
代 表 者	田村 真人
電話番号	44-1966

特別養護老人ホームシーサイドホームに併設されています。利用者同士、和気あいあいとデイを楽しんでいて、スタッフは逆に利用者から元気をもらっています。



●デイサービスセンター浮鞭

住 所	黒潮町浮鞭3954-1
代 表 者	都築 和生
電話番号	31-3339

浮鞭にある事業所です。入浴・食事の提供はもちろん、機能訓練による運動機能の向上に力を入れています。



サービス利用料の 軽減制度

利用者負担を軽減するため、つぎのようなサービス利用料の軽減制度があります。

①食費・居住費(滞在費)の軽減【負担限度額認定】

介護保険施設や、短期入所(ショートステイ)利用時にかかる食費・居住費(滞在費)を軽減するものです。

対象者	住民税非課税世帯の方や、生活保護を受けている方
-----	-------------------------

②訪問介護の利用者負担軽減【黒潮町独自事業】

訪問介護(ホームヘルパー)を利用したときの利用者負担(サービス費用の10%)を5%に軽減するものです。

対象者	世帯全員の収入の合計が年間120万円以下の方(生活保護を受けている方を除く)
-----	--

③社会福祉法人などによる利用者負担軽減

介護サービス事業者である社会福祉法人などが、利用者負担の一部を軽減するものです。

対象者	世帯全員が住民税非課税で年間収入(仕送りや非課税収入を含む)が単身世帯で150万円、世帯員が増えるごとに50万円加算した額以下であることや預貯金の額など条件があります。
-----	--

④離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減

本町の佐賀地域は、厚生労働大臣が定めた離島等地域に該当し、そこに所在する居宅介護サービス事業所が提供する訪問介護サービスについては、サービス確保の観点から介護報酬として15%の特別地域加算が実施されており、利用者負担額も15%の増額となっています。このため、離島等地域でない住民との負担の均衡を図る観点から、社会福祉法人などのサービス事業者が利用者負担の一部を軽減するものです。

対象者	住民税本人非課税の方(生活保護受給世帯に属する方を除く)
-----	------------------------------

●申請手続きについて

利用者負担の軽減を受けるためには申請が必要です。申請書の記入方法や必要書類については、介護保険係(本庁)や総合窓口第2係(佐賀支所)、またはケアマネジャーにご相談ください。

●有効期限と更新手続きについて

有効期限は、申請のあった月の初日から翌年6月末まで(4~6月申請の場合はその年の6月末まで)です。(上記①「負担限度額認定」は、翌年7月末が有効期限です。)

現在軽減を受けている方も、7月中に再度申請(更新手続き)が必要です。

更新の対象となる方には、お知らせを送付しますので、お早めに手続きをお願いします。

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ~安心で便利な口座振替を!~

【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(課直通)